

○法務省  
厚生労働省 令第一号

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成二十八年法律第八十九号）第九  
条第二号（同法第十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、外国人の技能実習の適正  
な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年一月九日

法務大臣 上川 陽子

厚生労働大臣 加藤 勝信

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則の一部を改正する省令

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則（平成二十八年法務省令  
第三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対  
象規定」という。）は、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは  
、これを加える。

改正後

附則

第六条 介護等特定活動（法務大臣及び厚生労働大臣が告示で定める活動をいう。）に従事した者（以下「介護等特定活動従事者」という。）を雇用する者又は雇用しようとする者が、当該介護等特定活動従事者に係る技能実習計画（介護職種に係るものに限る。）を作成し、当該技能実習計画について法第八条第一項の認定の申請をした場合においては、第十条第二項第三号トの規定の適用については、次の表の上欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

ト 第三号技能実習に係るものである場合にあっては、第二号技能実習の終了後本国に一月以上帰国してから第三号技能実習を開始するものであること。

ト 第一号技能実習に係るものである場合にあっては介護等特定活動（法務大臣及び厚生労働大臣が告示で定める活動をいう。）の終了後、第三号技能実習に係るものである場合にあっては第二号技能実習の終了後、それぞれ本国に一月以上帰国してから第一号技能実習又は第三号技能実習を開始するものであること。

改正前

附則

（新設）

## 附 則

この省令は、公布の日から施行する。